

## LEGAL NEWSLETTER

15<sup>th</sup> of June 2026

№64

AKP Law Firm

本号では、2026 年 6 月前半に承認された注目すべき政府決議、並びに議論された主な法律・決議・決定をご紹介します。

## I. 法律

### 1.1 外国借款の活用及び効率性の向上に関する法律

外国借款の活用及び効率性の向上に関する法律が 2026 年 5 月 26 日に成立しました。本法は、以前法案として報告した内容に基づくものであり、モンゴルの国内石油需要の 55%を満たすことが可能な石油精製施設の建設、及びエルデネブレン水力発電所の建設をはじめとする、外国借款による主要な戦略的インフラ事業の実施に関する規定を含んでいます。

### 1.2 都市及び村の法的地位に関する法律

モンゴル国国家大会議は本法を 2024 年 6 月 5 日に採択し、2026 年 6 月 1 日より施行されました。本法は、首都、国家レベル及び地方レベルの都市並びに村の統治構造、機能、管轄区分及び財政基盤に関する改訂された枠組みを定めています。都市は、独自の議会及び市長、独立した予算、財産、土地保有、並びに地方税を設定する権限を有する公的法人として認められます。国家レベルの都市は人口 10 万人以上、地方レベルの都市は人口 3 万人以上であることが要件とされています。市議会及び市長はいずれも当該都市の住民により選出され、任期は 4 年です。

### 1.3 都市税に関する法律

同日に採択された本法は、首都及び全ての区分された都市において 0~2%の都市税を導入します。本税は、すべての種類のアルコール飲料、タバコ及びタバコ製品の購入者、並びにホテル、リゾート、レストラン、バー、洗車場及び自動車整備サービスの利

用者に課されます。適用税率は、所在地及び人口密度を考慮の上、各都市の市議会が決定します。販売者は、各取引の時点で当該税を徴収し、翌月 10 日までに該当する予算に納付する義務を負います。

### 1.4 協定の批准

モンゴル国政府の提出により、2024 年 9 月 3 日に締結された、モンゴル国政府とロシア連邦政府との間の航空燃料供給に関する協定が、2026 年 5 月 28 日に批准されました。

## II. 国家大会議：注目すべき決議

### 2.1 返戻された法律案

国家大会議は、2026 年 5 月 22 日付決議第 21 号により、付加価値税法改正法案を常任委員会に返戻しました。また、2026 年 5 月 29 日付決議第 24 号により、国家財産基金法改正法案を法案提出者に返戻しました。

### 2.2 刑事手続における構造的違反への対処及び人権保障の確保に関する決議

モンゴル国国家大会議は、2026 年 5 月 1 日付決議第 15 号により、刑事手続における人権侵害、未決拘留の過度な使用その他の問題が、個別事案ではなく構造的な失敗であることを正式に認めました。本決議は、政府に対し、弁護人の立会いなしに行われる取調べの停止、未決拘留の使用制限、並びに拷問により取得された証拠を刑事手続から排除する規定の実施確保を指示しました。さらに、政府は、捜査に対する司法監督の強化、検察官と弁護人との間の対等性の確保、並びに刑事司法運営に対する犯罪を調査するための独立機関の設立に関する法律案を、2026

年秋季国家大会議定例会期に提出することを求められました。

### **III. 政府：注目すべき決議:**

2026 年 6 月前半には合計 10 件の政府決議が採択されており、以下にその主なものを紹介します。

#### **3.1 ウランバートル市における警戒態勢の発令**

モンゴル国政府は、2026 年 6 月 3 日付決議第 235 号により、ウランバートル市のエネルギー部門及び行政機関を、2027 年 2 月 28 日まで警戒態勢に置きました。その根拠は、大気汚染物質の濃度が適用基準で定められた許容限度を超過していること、及び冬季のピーク需要期におけるエネルギー供給能力不足のリスクが高まっていることの 2 点です。

本決議に基づき、首都市長は大気質改善地域内の家庭向け半成コークス燃料の供給、品質及び基準の監督責任を負い、エネルギー大臣はエネルギー部門行動計画を承認し実施するものとされています。本決議の実施に対する監督は、内閣官房長官に委ねられています。

本決議は、災害保護法及び大気法の関連規定に基づくものであり、警戒態勢は 2027 年春まで継続されます。

#### **3.2 法人向け行政サービスの e-business.mn への統合**

モンゴル国政府は、2026 年 6 月 3 日付決議第 233 号により、関係する各省庁、機関及び地方行政機関に対し、法人向け行政サービスの提供を統一政府サービスシステム (e-business.mn) に完全移行するよう指示しました。

本決議に基づき、法務内政省及びデジタル開発通信省は、e-business.mn を通じて法人の設立及び解散に

関する申請を受理し処理するための環境整備を担うこととされています。同システムの更新版 (バージョン 2.0) は、2026 年 6 月の稼働開始が予定されています。

本移行は、モンゴルにおける会社登記、営業許可申請及び関連する行政手続を完全にデジタル化する方向への重要な一歩を意味します。

### **IV. ウランバートル市長命令**

#### **4.1 ウランバートル市における新たな建設安全規則の承認**

ウランバートル市長は、2026 年 4 月 27 日付命令第 A/623 号により、「首都における建設工事に係る労働安全規則」を承認しました。ウランバートル市内で建設活動に従事するすべての個人及び法人は、本規則を遵守しなければなりません。ウランバートル市検査局及び各区行政機関の労働社会福祉サービス課が、遵守状況の監督を担当します。

本規則は、建設工事の組織、着工前の準備、工事実施中の作業遂行、並びに構造物及び建築物の解体に関する詳細な労働安全衛生上の要件を定めています。

#### **ALISON & KATE PARTNERS**

所在地: ウランバートル市、スフバートル区、第 1 ホロー、オリンピックストレート、セントラムオフィス、3 階 301/A 号室、

ウェブサイト: [www.akp.mn](http://www.akp.mn)

メール: [contact@akp.mn](mailto:contact@akp.mn)

電話: 7704-1414, 8013-0414